

# 令和8年第5回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 令和8年5月26日(火)

午後1時30分

ところ 市役所新館3階 301、302会議室

## 1 開会宣言

## 2 会議録署名委員の指名

## 3 教育長諸報告

- (1) 教育委員会委員の就任について
- (2) たつの市議会議員の構成及び議会各委員について
- (3) 市内中学校卒業生進路状況について
- (4) 揖龍地区学校訪問について
- (5) 保育所・こども園運動会の日程について
- (6) 新宮地域小中一貫校について
- (7) 不登校・いじめについて

## 4 議事

- |        |   |
|--------|---|
| 報告第15号 | たつの市民大学「赤とんぼ学園」運営委員会委員の委嘱及び任命について                   |
| 報告第16号 | たつの市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱及び任命について                     |
| 議案第13号 | たつの市立学校設置条例の一部を改正する条例制定に係る意見の申出について                 |
| 議案第14号 | たつの市教育委員会公告式に関する規則の一部を改正する規則制定について                  |
| 議案第15号 | (仮称) はりま新宮小中一貫校開校準備委員会委員及び小学校区部会委員の委嘱について           |
| 議案第16号 | たつの市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定に係る意見の申出について |
| 議案第17号 | たつの市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について                            |
| 議案第18号 | たつの市立龍野歴史文化資料館運営協議会委員の委嘱について                        |
| 議案第19号 | 令和8年度たつの市一般会計補正予算(第1号)の意見の申出について                    |

## 5 自由討議

- |                |                   |          |
|----------------|-------------------|----------|
| 6 次回教育委員会開催予定日 | 令和8年6月26日(金)      | 午後3時00分～ |
| 〃 開催場所         | (新館3階 301、302会議室) |          |
| 次々回教育委員会開催予定日  | 令和8年7月 日( )       | 午後 時 分～  |
| 〃 開催場所         | ( )               |          |

## 7 閉会宣言

令和8年第5回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 令和8年5月26日（火）

午後1時30分

ところ 市役所新館3階301、302会議室

教育長

ただ今から、令和8年第5回たつの市教育委員会定例会を開会します。

それでは、会議録署名委員の指名を行います。

< 会議録署名委員の指名 >

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思います。

教育長諸報告のうち、(3) 市内中学校卒業生進路状況について及び(7) 不登校・いじめについては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号の規定により、議事の議案第13号「たつの市学校設置条例の一部を改正する条例制定に係る意見の申出について」は、同規則第9条第1項第4号の規定により、議案第15号「(仮称)はりま新宮小中一貫校開校準備委員会委員及び小学校区部会委員の委嘱について」、議案第17号「たつの市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について」及び議案第18号「たつの市立龍野歴史文化資料館運営協議会委員の委嘱について」は、同規則第9条第1項第2号の規定により、議案第19号「令和8年度たつの市一般会計補正予算(第1号)の意見の申出について」は、同規則第9条第1項第4号の規定により非公開にすることが適切であると思われます。賛成の方は挙手願います。

< 挙手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、非公開と決定します。

先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

事務局

なお、秦委員におかれましては、体調不良のため本日欠席の旨お伺いしています。

教育長

それでは、教育長諸報告に入ります。

(1) 教育委員会委員の就任について、事務局報告願います。

事務局

前回の定例会において、秦委員の辞職について同意いただいたところですが、その後任の委員の任命について、去る5月19日に開催された第2回たつの市議会臨時会において同意を求めたところ、全会一致で同意を得られ、6月1日から新宮町在住の大西章氏に就任いただくことになりました。なお、任期については、秦委員の残任期間となる令和9年11月17日までとなっています。以上です。

教育長	<p>以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。 ご発言がないようですので、次に、(2) たつの市議会議員の構成及び議会各委員について、事務局報告願います。</p>
事務局	<p>5月19日に開催されました第2回たつの市議会臨時会において、議長に楠明廣議員、副議長に畑山剛一議員、監査委員に木南裕樹議員と決定されました。また、福祉文教常任委員会については、委員長に柴田将之議員、副委員長に西田豊和議員、委員として肥塚康子議員、三木浩一議員、畑山剛一議員、角田勝議員と決定されました。その他の委員会等については一覧のとおりです。以上です。</p>
教育長	<p>以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。 ご発言がないようですので、次に(4) 揖龍地区学校訪問について、事務局報告願います。</p>
事務局	<p>揖龍教育委員会連絡協議会から、令和8年度学校訪問について連絡いたします。今年度はたつの市5校、太子町1校、播磨高原1校の計7校となっています。授業参観のほか、校長から学校経営方針等を聞いていただき、ご指導・ご助言をお願いいたします。割当ての学校にお願いしたいと思いますが、都合が悪い場合にはお知らせください。詳細については、後日改めて連絡いたしますが、午前中の開催となっています。以上です。</p>
教育長	<p>以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>7月3日の揖西東小学校への割当てとなっていますが、都合が悪く、11月18日に揖西西小学校へ行かれる瀬戸委員と交代いただくことになりました。</p>
教育長	<p>大西委員と瀬戸委員が交代されるとのことですので、事務局よろしく申し上げます。 ほかにご発言がないようですので、次に(5) 保育所・こども園運動会の日程について、事務局報告願います。</p>
事務局	<p>令和8年度保育所・こども園の運動会について、資料のとおり開催します。大西章委員を除く委員の皆様には、出席いただく園や日程についてお知らせしていますので、出席をお願いします。開催月が10月となっていますので、開催日が近づきましたら、担当から改めて電話連絡させていただきます。以上です。</p>
教育長	<p>大西委員が10月17日の小宅北こども園、瀬戸委員が10月3日の揖西中こども園、喜多委員が10月31日の御津北こども園となっていますので、それぞれ割当ての園へ出席をお願いします。 それでは、次に(6) 新宮地域小中一貫校について、事務局報告願います。</p>

事務局

先月同様、お手元に図面、写真等の資料を配布しています。現場写真についてですが、全般的に先月と大きな変わりはありません。お時間のある際にご覧ください。工事の進捗率についてですが、5月31日の予定で、全体の7.2%、解体工事で80%、校舎の解体が75%、プールの解体と旧給食センターの解体は100%完了しています。スポーツセンターの改修ですが、進捗としては55%、現在は屋根の葺き替えをしており、6月中旬に完了する予定です。外壁の工事もしており、こちらは7月中旬に完了の予定、内装の改修についてもできる部分から着手しています。全体としては若干遅れ気味でマイナス5%程度です。近隣への安全対策についても、特に苦情等はありません。その他、中東情勢の影響により資材不足が続いていますが、スポーツセンターの改修に必要な配管類等の材料は、関東地方で何とか調達できたと聞いています。引き続き安全対策に留意しながら工事を進めていきます。以上です。

教育長

先週の土曜日、新宮小学校校庭で運動会があり、無事に終了しました。施工業者からも「頑張れ」というような横断幕を掲示いただき、天気も良く、何事もなく開催できて本当に良かったと思います。

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

ご発言がないようですので、以上で教育長諸報告を終わります。

次に、議事に入ります。報告第15号「たつの市民大学「赤とんぼ学園」運営委員会委員の委嘱及び任命について」、事務局説明願います。

事務局

たつの市民大学「赤とんぼ学園」運営委員会委員の委嘱及び任命について、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。内容については、資料のとおり14名の運営委員を委嘱・任命するもので、このうち7名が新たな方となっています。任期については、令和8年4月30日から令和9年3月31日までとしています。以上です。

教育長

先日、開校式を兼ねた入学式があり、皆さん出席され、赤とんぼ学園がスタートしたところです。

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第15号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第15号は原案のとおり承認いたしました。次に、報告第16号「たつの市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱及び任命について」、事務局説明願います。

事務局

たつの市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱及び任命につ

いて、緊急を要したため、たつの市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則第4条第2項の規定により、事務を臨時に代理したのでこれを報告し、承認を求めるものです。新たに委嘱・任命する方は資料に記載の3名です。任期については、令和8年4月1日から文化財保存活用地域計画に定める計画期間が満了するまでとしており、次ページが令和8年度協議会委員の名簿となっています。本計画は、令和6年度、7年度、8年度の3か年で作成しており、今年の12月に文化庁へ承認を求めています。以上です。

教育長

任期が「計画期間が満了するまで」とありますが、この計画自体の期間は何年ですか。

事務局

今回認定を受けた後、来年度から5年計画でこの計画を進めることとしています。その後はまた見直しを行い、次の5年計画を進めることとなります。

教育長

今回策定する計画が満了する日までは、これらの方々に委員を務めていただくということですね。

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第16号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、報告第16号は原案のとおり承認いたしました。続いて、議案第14号「たつの市教育委員会公告式に関する規則の一部を改正する規則制定について」、事務局説明願います。

事務局

たつの市教育委員会公告式に関する規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり定めるものです。現在、教育委員会規則等の公布については、規則第2条第3項において、「たつの市公告式条例に定める掲示場に掲示する」と規定されており、現在は紙面で市役所掲示場に掲示しています。この度、国が進めるアナログ規制の見直しの一環として、紙面による掲示だけでなく、市ホームページ内に新たに開設される電子掲示場でも閲覧できるよう改正するものです。以上です。

教育長

これまでは市役所掲示場で紙面掲示していましたが、今後は市のホームページ内に電子掲示板というスペースを作成し、こちらにも掲載することになります。施行期日について、「公布の日から」とありますが、市の条例は先日の臨時会に提出され、議決されましたね。

事務局

はい、臨時会で議決されていますので、本日この規則について議決いただければ、本日から施行する予定としています。

教育長

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。ご発言がないようですので、採決に入ります。議案第14号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり承認いたしました。続いて、議案第16号「たつの市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定に係る意見の申出について」、事務局説明願います。

事務局

たつの市立認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定により意見の申出をするもので、格別の意見はないものとしています。趣旨についてですが、資料をご覧ください。幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の一部改正が令和8年4月1日に施行されたことに伴い、たつの市立認定こども園管理運営規則について所要の改正を行うものです。改正の内容ですが、令和6年度に4・5歳児及び3歳児に対する職員配置基準の変更が行われ、このうち3歳児については、「園児20人に対し職員1人以上」から「園児15人に対し職員1人以上」となりました。ただし、職員の確保が難しい施設に配慮し、当分の間、今までの基準でも運営できる経過措置が設けられていました。今回の改正では、子ども家庭庁の实地調査の結果、「園児15人に対し職員1人以上」を満たしている施設の割合が、令和7年7月1日時点で97.2%になったことを受け、経過措置の期間を令和9年度末までとするものです。本規則は公布の日から施行し、令和8年4月1日からの適用とします。なお、本市は令和6年4月から経過措置を適用することなく、「園児15人に対し職員1人以上」の配置を行っていますので、今回の改正に伴う実務上の影響はありません。以上です。

教育長

職員の配置基準を規則で定めているところですが、3歳児については、国の基準変更に伴う経過措置が設けられていました。今回の改正は、その経過措置の期限を令和9年度末までにするというものです。ただし、たつの市ではすでに「園児15人に対し職員1人以上」の運用をしていますので、実質的な変更はありません。

以上のことにつきまして、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員

音楽関係の仕事をしていることもあり、民間のこども園などに音楽指導で訪問することがよくあります。たつの市では「園児15人に対し職員1人以上」の基準を満たしているとのことですが、民間の園ではかなりばらつきがあるように感じます。実際のところ、たつの市ではどの程度の職員がいるのでしょうか。

事務局

職員の配置基準については、国の基準を満たす形で配置を行ってい

ます。その上で個別の支援が必要な場合などについては、担任とは別に、加配職員を配置して対応しています。

委員

民間の園では75歳を超える方を採用されているケースもあり、園児の状況に応じて臨機応変に対応されており、素晴らしいと感じています。たつの市においても国の基準を満たして対応いただいているとこのことで安心しています。引き続きよろしく申し上げます。

教育長

ほかに、ご意見、ご質問等はありませんか。  
ご発言がないようですので、採決に入ります。議案第16号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

< 異議なしの声 >

ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり承認いたしました。

以上で公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

< 非公開案件の審議 >

続いて、自由討議に入ります。

先週、新宮地域で痛ましい事件がありましたが、それを受けて教育委員会や学校現場における対応について説明します。

事務局

ちょうど1週間前の19日に一報が入り、その日のうちに新宮町内の小中学校に対し、集団での登下校と可能な限りの保護者の見守り・立ち番等を依頼しました。中学校の部活動については、朝練は中止し、完全下校も6時から5時30分に繰り上げ、複数人で一斉下校できるよう指示しました。翌20日には、精神的な心配などから越部小学校の2年生男子1名と新宮中学校の2年生女子1名が欠席しましたが、それ以降、この件での欠席はありません。また、23日に予定されていた新宮小学校、東栗栖小学校、越部小学校の3校の運動会についても無事に終了しました。ただ、21日に新宮小学校へマスコミが来校しました。学校には、インタビューを求められても受けなくても良い旨を児童に指導をしてもらっていましたが、下校時に迎えに来ていたおじいさんが取材に応じられた際、一緒にいた6年生女子がインタビューに答えてしまい、その内容がニュースに流れたという事案がありました。これを受け、翌22日にも2社ほどマスコミの来校が確認されたため、23日の運動会の際には、それぞれの学校に教育委員会事務局の職員を派遣し、パトロールしましたが、結果的にマスコミの立ち入りはありませんでした。各学校へは、強い不安やストレスを抱えているなど、心のケアが必要な児童生徒がいらないか注意深く見守るよう伝えていきます。教育委員会としても、スーパーバイザーやスクールカウンセラーなどの派遣を考えていますが、今のところはケアが必要な児童生徒の報告はなく、必要な声かけ・見守りを継続していきます。

学校周辺の見回りについては、明日27日までを予定していましたが、警察も今週中はパトロールを継続することと、教育委員会としても29日までは新宮支所の職員と協力しながら実施することとしています。以上です。

教育長

犯人らしき人物の特定が進み、全国指名手配による公開捜査が始まっていますが、残念ながらまだ逮捕には至っていません。マスコミの取材対応についてですが、学校や教育委員会にも申出がありました。教育委員会としては、取材対象が大人の場合であれば、その方の了解があれば問題はありませんが、未成年の場合には必ず保護者の了解が必要となることをお伝えしています。また、学校の校舎等をニュース映像等で使われると、事件が学校で起きたような誤解を与えかねないことから、それは慎んでいただきたいと申し入れているところです。報道では新宮町と大きく報じられたため、実際は越部小学校区であるにもかかわらず、新宮小学校周辺に取材が集中しました。今後何か進展があったとしても、個人情報保護等の観点から、学校側では取材等を受ける必要はないと考えています。現在のところ、保護者や地域住民の方から、教育委員会に対して直接的な苦情等はありませんが、今後もしばらくは学校周辺の見回りを続けることとします。

何かご意見等はございませんか。

特にないようですので、これで自由討議を終了します。

次に、次回以降の教育委員会定例会の開催予定日について、事務局説明願います。

事務局

< 次回 6月26日(金) 午後3時から  
次々回 7月29日(水) 午後1時30分から >

教育長

以上で令和8年第5回教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもちまして閉会します。

午後3時03分終了

出席者

教育長

委員

委員

委員

教育管理部長

教育事業部長

教育管理部参事（兼）すこやか給食課長

教育事業部参事（兼）歴史文化財課長

教育総務課長

教育環境整備課長

小中一貫校建設担当課長

学校教育課長

小中一貫教育推進課長

幼児教育課長

社会教育課長

人権教育推進課長

スポーツ推進課長

社会教育課専門員

横山 一郎

喜多 敦子

瀬戸 陽三

大西 由香里

藪元 崇亘

古本 寛

平岡 千加子

新宮 義哲

岩田 昌喜

武内 喜典

山下 一志

丸山 岳志

松尾 吉晃

黒田 一司

安田 弓代

津島 威彦

内海 基和

喜多村 玲